

令和8年度狩猟免許取得に係る費用の一部助成について

新 城 市

新しく狩猟免許を取得し、有害鳥獣による農作物等への被害を軽減するため、新城市の有害鳥獣捕獲業務に従事していただける方に対し、狩猟免許の取得に係る費用の一部を予算の範囲内で助成します。

■ 助成対象者（次の要件を満たすこと。）

- （１）市内に住所を有する方
- （２）新たに狩猟免許を取得した方
- （３）市内の有害鳥獣捕獲業務に従事する意思のある方
（「確約書」の提出。新城市猟友会への入会又は入会意思確認をさせていただきます。）

■ 助成対象費用

新たに狩猟免許を取得するために要した費用のうち、初心者狩猟免許試験前講習会受講料及び例題集代を助成対象とします。

■ 必要書類

- （１）**狩猟免許講習会受講料、例題集に係る領収書の写し**
- （２）**狩猟免状の写し**

※その他

令和８年度狩猟免許試験（前期試験のみ対象）により免許取得した方への助成となりますので、免許取得した方が助成を受けようとする場合は、**令和８年１２月１８日（金）まで**に新城市役所農業課（庁舎２階）へお申し出ください。

【重要】予算に限りがありますので、助成金を検討される方は新城市農業課まで先にお問い合わせください。

有害鳥獣を捕獲するには、狩猟免許のほかに、新城市の許可が必要です。

新城市の有害鳥獣捕獲（報償金などあり）に従事するには、委託先である新城市猟友会に加入する必要があります。また、市許可要綱により、次の（１）又は（２）の要件（鳥獣保護管理法施行規則第６７条）を満たすことも必要となります。

- （１）損害保険会社の保険契約（保険金額 3,000 万円以上）の被保険者であること。
- （２）（１）に準ずる資力信用を有すること。

（☛ 新城市猟友会への入会により、上記（１）の保険要件を満たします。）

⇒ ６か月毎に捕獲許可申請 ⇒ 市から有害鳥獣捕獲許可（捕獲報償金の対象）

■ 問い合わせ先

新城市役所産業振興部農業課鳥獣害対策係 電話 0 5 3 6 - 2 3 - 7 6 3 2（直通）